

平成31年度 第1回
逗子市国民健康保険運営協議会

平成31年4月22日

逗子市福祉部国保健康課

平成31年度 第1回逗子市国民健康保険運営協議会

日時 平成31年4月22日（月）

14:00～14:50

場所 逗子市役所5階「第2会議室」

出席者

出席者

佐々木 つぐ巳 委員 高津 惠一 委員 小松原 秀樹 委員

松岡 三夫 委員 松澤 修司 委員 井澤 正明 委員

欠席者

池上 晃子 委員

事務局

須藤福祉部長 廣末国保健康課長 鈴木係長 阿部主任

傍聴者

なし

1 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 平成31年度保険料率及び軽減措置について
- (3) その他

(廣末国保健康課長) それでは、ただいまから平成31年度第1回逗子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日はご多用のところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、今年度から3年間の新たな任期としてお願いしてございます。今回は平成最後の運営協議会となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、その新たな任期におけます第1回目の会議となりますので、会長及び副会長をご選出いただきます間、事務局のほうで議事進行を務めさせていただきます。

私は、国保健康課長の廣末と申します。よろしく願いいたします。

また、本協議委員7名のうち、本日6名の委員にご出席をいただいております。逗子市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定におけます委員定数の2分の1以上の出席という開催要件を満たしていますことから、この会議が成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

それでは次に、本市福祉部長の須藤からご挨拶申し上げます。

(須藤福祉部長) 改めまして、こんにちは。

本日は、運営協議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから国民健康保険の円滑な運営にご協力いただきまして感謝を申し上げます。

先ほど課長のほうからお話があったように、委員の皆様におかれましては、今年度より3年間の任期となり、4名の委員の方が新しく就任されたと聞いてございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、昨年度から国民健康保険の制度改正が行われまして、財政運営主体として都道府県が加わることによりまして、国民健康保険財政の安定化が期待されるところでございます。

一方で、逗子市の国民健康保険につきましては、昨年9月の市議会第3回定例会におきまして、国民健康保険料普通徴収に係る納期の変更の条例改正が可決されましたので、本年度より、当初通知の送付月が7月から6月に、納期が9期から10期に変更となりました。

本日の第1回運営協議会の議題として、「平成31年度の保険料率及び軽減措置について」を挙げさせていただいております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

(廣末国保健康課長) それでは、大変恐縮でございますが、ここからは着座したまま進めさせていただきます。

次に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、本来であれば事前送付すべきところなのですが、会議の日程等の事情によりまして当日の配付となりましたことにつきましておわび申し上げます。

まず、資料につきまして、最初は、本日の会議次第でございます。その次が、本協議会の委員名簿でございます。その次が資料1、保険料率の告示資料（案）となります。続きまして、資料2といたしまして、減額（軽減措置）の告示資料（案）でございます。最後に資料3、平成31年度国民健康保険料率等（案）でございます。

本日、席上に配付した資料は以上となりますが、配付漏れ等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、事務局から委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、公益代表の委員でございますが、神奈川県からご推薦の鎌倉保健福祉事務所長の佐々木委員でございます。

（佐々木委員） 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（廣末国保健康課長） 同じく公益代表で、逗子市民生委員児童委員協議会からご推薦の逗子市民生委員児童委員協議会会長でおられます高津委員でございます。

（高津委員） はじめまして、高津でございます。よろしくどうぞお願いします。

（廣末国保健康課長） 次に、保険医代表で、逗葉歯科医師会からご推薦の松澤委員でございます。

（松澤委員） 松澤です。よろしくお願いします。

（廣末国保健康課長） 次に、被保険者代表の小松原委員でございます。

（小松原委員） 小松原です。よろしくお願いします。

（廣末国保健康課長） 同じく、被保険者代表の松岡委員でございます。

（松岡委員） 松岡でございます。実は私、前期も委員をやっております、今回もまた委員を務めさせていただくことになりました。任期が2年から3年ということになりましたので、3年間よろしくお願いいたします。

（廣末国保健康課長） 続きまして、被用者保険等保険者代表で、神奈川県被用者保険等保険者連絡協議会からご推薦の井澤委員でございます。

（井澤委員） 日本発条健康保険組合の常務理事を務めております井澤と申します。よろしくお願いいたします。

（廣末国保健康課長） なお、委員のうち、保険医代表で逗葉医師会からご推薦の池上委員に

おきましては、本日もご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

福祉部長の須藤でございます。

(須藤福祉部長) 須藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 国保健康課保険年金係長の鈴木でございます。

(鈴木保険年金係長) この4月に異動してまいりました鈴木です。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 事務担当の阿部主任でございます。

(阿部主任) 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 以上でございます。

傍聴者につきましては、現在、傍聴の希望者はありません。途中、希望者がおりましたら、順次入室していただくこととなりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、議題のほうに移らせていただきます。

議題1の会長及び副会長の選出につきましてお諮りいたします。

本協議会会長及び副会長につきましては、運営協議会規則第2条第2項及び第3項の規定により、「公益を代表する委員」のうちから選出することとなっております。公益代表の委員につきましては、鎌倉保健福祉事務所の佐々木委員及び逗子市民生委員児童委員協議会会長の高津委員となります。お二人のうちから、会長・副会長になっていただくこととなりますが、選任方法につきましてはいかががいたしましょうか。

(松岡委員) 私のほうから推薦ということで発言したいんですが、会長には鎌倉保健福祉事務所の佐々木所長にお願いをしたらいかがかと思えます。

(廣末国保健康課長) ただいま、佐々木委員を会長に推薦したいとのご意見がございましたが、よろしいですか。

(一同拍手)

(廣末国保健康課長) それでは、会長に佐々木委員、副会長には同じ公益代表の高津委員ということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同拍手)

(廣末国保健康課長) それでは、選出が決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより先の議事につきましては、佐々木会長に進行をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、お席の移動をお願いいたします。

(佐々木委員、会長席へ移動)

(佐々木会長) それでは、規則の定めるところにより、議長として議事を進行させていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、議題に入らせていただく前に、運営協議会規則第5条第2項の規定によります、本日の会議録署名委員につきまして、高津委員と松岡委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、これより議題に入ります。

議題(2) 平成31年度保険料率及び軽減措置について、事務局の説明を求めます。

(廣末国保健康課長) それでは、配付資料で資料3をごらんいただけますでしょうか。資料3の平成31年度国民健康保険料率等(案)でございます。

保険料率につきましては、本市の場合、保険料の総額を所得割・均等割・平等割という3つに案分をいたしております。賦課割合につきましては、前年度平成30年度に所得割を55、均等割を30、平等割を15という割合にしておりますが、その前年と変わらず55対30対15という割合で計算をすることになっております。

この賦課割合に基づきまして、今年4月1日現在の一般被保険者数、世帯数、直近の所得状況により算定した保険料率が、この表のとおりとなっております。

31年度と30年度を比較すると、所得割の割合が医療分で0.34%、支援金分で0.19%、介護分で0.38%、合計で0.91%の増加ということになります。

均等割、平等割につきましては医療費分が200円、平等割は医療費分は増減なし、支援金分につきましては、均等割が100円、平等割が増減なし、介護分が、均等割が400円の増、平等割が300円の増、合計で、均等割が前年に比べて700円の増、平等割額が300円の増という形になります。

右側に参考でおつけしてございますのは、神奈川県で毎年算定をしております逗子市の県からの算定で行った標準保険料率という形になりまして、このいずれの金額も概ね県の標準保険料率よりは低いという状況になっております。

こちらにつきましては、資料1と資料2のほうもごらんいただきたいと思うんですが、資料1につきましては、この保険料率の案を、告示文の形式に書いたものでございます。

資料2につきましては、低所得の方の軽減措置を受けた上での、この保険料率等に基づく金額を記載した告示の案になります。

本日も承認いただけましたら、この資料1及び資料2のとおり、告示につきまして、市長までの決裁を経た後に掲示をしていくということで予定をしております。

なお、平成31年度の保険料の当初通知につきましては、30年度までは7月から翌年3月までの9期という納期になっておりましたが、この31年度からは、6月から3月までの10期ということで、納期が1期多くなって、時期が7月から6月に1カ月早まるということになっている関係から、6月中旬に被保険者の方への送付を予定しております。

説明につきましては、以上でございます。

(佐々木会長) 何かご質疑等ありますか。

(松岡委員) ちょっと確認なんですけれども、資料3によりますと、30年度と31年度の保険料率の対比、保険料額ですかね、含めてありますけれども、これ、平均でいうと加入者1人当たり1,000円上がるという理解で、前年度から比べて1,000円上がるという理解でよろしいでしょうか。

(廣末国保健康課長) 均等割と平等割の金額を合わせると1,000円上がるんですが、所得割分が0.91%上がるということですので、その所得の金額に応じた率自体で計算した金額分も合わせて上昇するということになります。

(松岡委員) いいですか。

(佐々木会長) 松岡委員、どうぞ。

(松岡委員) すみません、そうすると、前年度比較でいうと均等割が700円、平等割が300円、そのほかに所得割が何百円か上がるという認識ですか。

(廣末国保健康課長) そうですね。基準所得に対して、30年度は9.4%という率で所得割の保険料を算定していましたが、31年度については純所得掛ける10.34%と、0.91%多くなったものを掛けて所得割分の保険料がかかりますので、その上昇分と均等割、平等割で合わせて1,000円を足したものが上昇額という部分であります。

(松岡委員) ちょっと分かったんですけども、もう一回、すみません。

(佐々木会長) どうぞ。

(松岡委員) 要は、所得割が率で掲載されているから、金額ではないと。

(廣末国保健康課長) そうです。

(松岡委員) 金額に置きかえれば、0.91%上がりますよと、ここの部分も。均等割、平等割合わせて1,000円と、プラス所得割の額が増えるという理解でよろしいでしょうか。

(廣末国保健康課長) そうです。はい、そのとおりでございます。

(松岡委員) 分かりました。ありがとうございました。

(佐々木会長) ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(小松原委員) 1つ質問いいですか。

(佐々木会長) どうぞ。

(小松原委員) すみません、国保のこと自体が、私も理解が薄くて申し訳ないんですけども、この資料3の参考、表の一番右側は、これは神奈川県平均というふうに理解してよろしいですか。

(廣末国保健康課長) はい。実は、平成30年度から、国民健康保険事業の財政運営を神奈川県がやるようになって、神奈川県のほうで県全体の標準的な保険料率というのと、市町村ごとの標準保険料率というものを参考にお示ししていただくように昨年度からなりました。その中で、逗子市の標準的な保険料率というのを県のほうで示していただいたものがこの右側になって、県全体の標準保険料率とはまた別のものです。

何かといいますと、市町村のほうは、この神奈川県で示す市町村ごとの標準保険料率というのを参考にしながら保険料を決めることもできるんですけども、ただ、多くの自治体は、これまで財政運営ですとか保険料率とかを市町村の事情によって決めてきた部分がございますので、あくまでも参考ということで示していただいております。ただ、やはり神奈川県のほうで示していただいている中で、これよりも極めて高くなっているような保険料率というのは、なかなかやっぱりそこは被保険者の方の説明上でも厳しいと思いますので、逗子市のほうでもこれを大幅に超えるようなことがないようなことで参考にはさせていただきます。

(高津委員) よろしいですか。

(佐々木会長) はい、どうぞ。

(高津委員) と申しますと、結局、逗子市としては、神奈川県他市町村、30市町村と比べると保険料率が、比較すれば低いですよと、そういう意味ですね。所得割率にしては、他の市町村の平均と比べると逗子市は低いですよと、そういう意味でしょうか。5.67で、他市町村は5.89。

(廣末国保健康課長) 他の市町村の平均が県の標準保険料率ということではないんですけども、逗子市の保険料の賦課の仕方の中で、神奈川県で独自にといいますか標準的な、このぐらいだと思いますというようなものを示していただいたものよりは低いです。

実際に逗子市の保険料が神奈川県内でどのような水準にあるかといいますと、おっしゃるとおり、真ん中よりちょっと低い、安い部類には入ります。

(小松原委員) すみません、もう一度確認よろしいですか。そうすると、この参考というのは、もう一回ちょっと私の理解が合っているかどうか。神奈川県がそれぞれの市町村の保険料

率はこのくらいがいいんじゃないですかという、神奈川県がつくったガイドラインみたいなものというふうに理解していいんですか。

(廣末国保健康課長) そうですね、それで結構です。

(小松原委員) 逗子市って比較的神奈川県の中では高齢化率って高いんじゃないかというふうに思うんですけれども、それでも全体の中で真ん中より少し低いぐらいで済んでいるんですか。

(廣末国保健康課長) はい。保険料の額自体は、今申し上げたとおり真ん中より下です。高齢化率が、神奈川県内の市の中では、三浦市に次いで2番目に高齢化率が高い自治体になっています。ただ、国民健康保険の被保険者の方というのは74歳までで、75歳以上は後期高齢者という形で後期高齢者医療制度のほうに移行をする形になりますので、高齢者は確かに多いんですけれども、75歳以上が非常に多いので、国民健康保険より毎年500人から800人ぐらい後期高齢者に今移行していったら、国民健康保険の被保険者の方というのは毎年すごい減っている状況ではあります。

(須藤福祉部長) 支える人たちが少なくなり、1人当たりの医療費は変わらないです。全体の医療費が少なくなっていけばいいんですが、その総体を少ない人数で支えるような状態になっているということ。

どういうふうなバランスかということ、一般会計からの繰り入れですけれども、一般会計からいただいているのが余りにも多かったの、そこをもう少し縮小して医療費の適正化と、国民健康保険料の適正な保険料にしたほうがいいんじゃないかというのがここ数年続いています。

逗子市の歴史からいくと、20年近く保険料は上げなかったんです。ということは、やはりそれでは財政もなかなか厳しくなってくるので、今から10年ほど前ぐらいから議論が始まって、5年ほど前から改定し、ここ数年で、ほかの市町村との均衡を図るため、現在は平均的な位置づけになってきたという経緯がございます。

(高津委員) よろしいですか。

(佐々木会長) はい、高津委員。

(高津委員) ということは、私たちの理解として、一般的に質問を受けたときに、先ほどおっしゃった、神奈川県のお市町村と比べると、料率からは逗子が幾分低目ですよ。

(廣末国保健康課長) はい。

(高津委員) ということは、先ほどのもう一方の見方では、高齢化率が逗子市はほかより高い。75歳は別として74歳までとしたほうがいいですね。そうすると、それにもかかわらず低く

抑えているということは、そういう同じ世代の、74歳までの他の市町村と比べると、どちらかといえば健康な人が多いからこういう形になるというふうに理解してよろしいですか。要するに、お年寄りを他の市町村と比べると、逗子市は健康な人が、要するに、年取ってくればどうしても医療にかかる率が大きくなるんですけども、それが少なければ、市の財政のほうに影響がないわけですよ。ですから、その率がある程度抑えられているからこそ、この料率が低くて済む。だから、他市に比べて健康な人が多いのかなというふうに理解しますけれども、それでよろしいですか。

(廣末国保健康課長) いえ、ごめんなさい。実は保険料は先ほど申し上げたように、逗子市の場合、真ん中から少し安い部類に入るんですが、医療費につきましては、神奈川県内の中で比較的高いんです、医療費はかかっているんです。

では、なぜ医療費がかかっているのに保険料が抑えられているのかというと、先ほどちょっと部長のほうで申し上げたとおり、実は、一般会計から繰入金というものをいただいでいて、保険料の急激な上昇を抑えるために一般会計からお金を投入して、それで保険料を急激に上がらないようにしてきていたというのが実はこれまで続いていたわけです。ただ、平成30年度から、その一般会計からの繰入金を減らす形で措置をしてきていて、30年度に予算上で1億円、31年度で予算上で1億円で、今いわゆる保険料を抑えるための法定外繰入金というのが31年度予算では1.8億円いただいでいます。3.8億円から2億円これまでに減らしたという状況になるんですが、これがどういう形でというのが、基本的には先ほど申し上げたように、被保険者の方が減っていて、毎年、国民健康保険事業の予算規模としては、30年度から31年度になるときに約1億8,000万円ぐらい歳入も歳出も減っているんです。そういう状況もあって、あとは30年度から財政運営に都道府県が加わったりして、国のお金もかなり全体でいうと3,500億円、国が国保のほうに投入している。逗子だけじゃないですけども、そういう制度を抜本的に見直すというところで、そういう国費の投入とかも入っている中でそういう調整をしてきているところではあります。

ですので、元気高齢者を増やすというのが実は31年度の逗子市の大きな命題でもあるんですけども、それはそれでいくんですが、ただ、現時点で健康な方が多いから保険料が抑えられているというわけでは実はないです。

(須藤福祉部長) それともう一点が、介護保険の認定率も高いんですね、逗子市の場合には認定率が19%なんです。そこも抑えて、なるべく要支援、要介護にならない前で元気な方たちをたくさん増やしていこうというのも今回の目的になっています。

どちらかというと、先ほど説明があった医療費は県内で4番目ぐらいの高さにいまして、高津委員が言われるように、いかに医療費を抑制するか、元気な高齢者が増え、医療費がかからない状態にするというのも、目的とともにそういうものも行っていこうと考えております。

(井澤委員) ちょっと先ほどの参考の神奈川県でつくった逗子市の保険料率というのが一番右にありますけれども、それに対して、逗子市のほうで計算した保険料率というのが今回のものですという話だったんですが、それというのは、今言った一般会計から繰り入れることによって逗子市の保険料率を下げているという理解でいいんですか。

要は、神奈川県が計算するときは、そういう外からお金が入ってくるということを考慮しないで計算すると、普通はこのぐらいになりますよ、だけど、逗子市は独自に一般会計から入れることによって、逗子市としての保険料率はこれで抑えていますよと、そういう理解でよろしいんですか。というのは、通常、保険料率って別に基礎的な材料、データが同じであれば、同じにならないとおかしいですよ。計算式は多分同じだと思うんですが、それが違う理由が何かというのがよく分からないので、そこに一般会計から持ってきたというのが加わればそうなるんですということであればつじつまは合うかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

(廣末国保健康課長) そうですね。実際に神奈川県が標準保険料率を逗子市を出すときに、確かに法定外の一般会計の繰入金という要素は加味していないということになりますし、あとは時点の違いと言ったらいいんですかね、こちらは31年、今年4月1日現在の実際の被保険者の方の状況を持っていたんですが、それよりかなり早く前に示されますので、神奈川県のほうで逗子市の標準保険料率を出しているときの被保険者の方の時点とは違うと思います。

(井澤委員) 基礎データが違うということ。

(廣末国保健康課長) そうですね。

(井澤委員) 時間が経っているので変わっていますよというのが一つ。

(廣末国保健康課長) そうですね。

(井澤委員) はい、分かりました。

(佐々木会長) 補足をお願いします。

(須藤福祉部長) あと、先ほど松岡委員が言われたように、この均等割、平等割の1,000円という以外に所得割の平均というのは非常に出し方が難しいんです。ただ、本当に微々しか上がらない方と相当上がる方というのもいらっしゃると思うんです、所得の割合に応じては。多分高い所得の方たちは大分上がり幅が大きくなるかなという想定はありますけれども、ただ、それは個々によって違いますので、明確なお答えはできないんですけれども、例えば何千円で

済むというよりも何万円の年額の上昇率というのも考えられないことはないです。

(井澤委員) 単純に言うと、100万で1万円上がるということですね、大体。だから、1,000万円だったら10万円。

(須藤福祉部長) はい、近くという意味です。ただ、93万円という上限がありますので。

(佐々木会長) 他に質問は。

(小松原委員) じゃ、もう一ついいですか。

そうしますと、これ、例えば極論、今回の保険料率(案)、これ嫌だよ、上げないで去年と同じにしましょうよと言うと、要するに、逗子市の一般会計からの負担が多くなるということでもいいですか。

(廣末国保健康課長) 実は、平成31年度の国民健康保険事業特別会計の予算は、もう議決を経て確定をしているので、ここで新たに違う率で一般会計からの負担を増やすということはちょっと。

(小松原委員) 逆にできない。

(廣末国保健康課長) できません。

(須藤福祉部長) ただ、今ここで事務局のほうからお示しさせていただいているのも、非常に予算上も厳しい状況です。本来だったら、これよりも上のランクに設定しないと予算上の安全な確保というのはできない状態ではあります。

(小松原委員) 逆に言うと、そうすると、これ以上上げると今度は一気に上がり過ぎちゃうから、少しやれない、そういうことですね。

(須藤福祉部長) そうですね。

(井澤委員) ただ、徐々にこっちに近づいていくイメージということですよ。なるべく一般会計から入れられなくなる。

(須藤福祉部長) これは考え方で、要は、ご存じのように、昨年、市長もかわりましたので、今のスケジュールどおりになるのかどうかというのは、またこれから協議いたしますので、以前は一般会計の繰り入れをゼロにしていこうという趣旨でございましたが、例えばこれが1億8,000万円で一旦止めておきましょうとか、財政状況を見ながら1億円までにしましょう、そういう議論を今年度行いますので、それによって考え方が変わってくる可能性はあると思います。

(小松原委員) ちなみに、ほかの市町村というのは、一般会計からの補助というんですか、どこもやっているものなんですか。

(廣末国保健康課長) はい。神奈川県内で一般会計からの繰入金をなくした自治体が、市はないですけれども、町で4つほどあります。ただ、やっぱりその年の状況であったりなかったりというところもありますし、大部分の自治体については、一般会計からの繰入金というのは入っているのが通常であります。

割合で言うと、3.8億円入っていたときには、高いほうです、多い。歳入全体における法定外繰入金の割合が神奈川県内で2番目に高かったんですが、2億円減らしたというところでは、平均よりちょっと下がったぐらいですね。

(佐々木会長) 今この国保の運営、財政の安定化に向けて皆さんいろいろ工夫されているというところはお分かりになったかと思います。質問もいろいろあるかと思いますが、ほかはよろしいですか。またおいおい疑問があつたら。

年に何回かこの協議会がありますね。

(須藤福祉部長) そうですね。あと8月と2月にあります。

(佐々木会長) では、おいおいということに。

では、この議題(2)平成31年度保険料率及び軽減措置については、皆様のご了承が得られたものといたします。

次に、議題(3)のその他ですが、事務局から何かありますか。

(廣末国保健康課長) それでは事務局から、保険証の一斉更新の関係でお知らせがございませう。

今年8月1日に、本市の国民健康保険の保険証が一斉更新になります。今回の変更から、国民健康保険の保険証と、70歳から74歳の方が使用する高齢受給者証というのがあるんですが、それを一緒にして、国民健康保険と同じカードの大きさに一体化して1枚のカードにいたします。この保険証と高齢受給者証の一体化ということにつきましては、被保険者の方の利便性の向上が目的でございます。

既に川崎市が一体化しておりますが、県内のほとんどの自治体が今年度、本市と同じように一体化する予定でございます。

この新しい保険証につきましては、7月中旬ごろに郵送する予定でございますので、お知らせをしておきます。

この一体化の実施に当たりまして、逗葉医師会ですとか逗葉歯科医師会の先生方を初め各医療機関に対しまして、周知等の依頼文書を事前に送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

もう一点ございまして、先ほどちょっと今後のスケジュールの話をお知らせしたんですが、次回第2回の国民健康保険運営協議会につきましては、8月上旬ごろの、できればお盆前に例年開催しているもので、そのあたりでまた日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

8月のときの議題につきましては、平成30年度の決算の案につきましてご説明をさせていただくような会議になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また別途、私のほうから日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(佐々木会長) 今のことについて、何かご質疑等ございますか。

(松岡委員) 今のこととかちょっと別のことも入るんですけども、まず、高齢者については、被保険者証と高齢者証が一体になるということで、私もその対象者なんですけれども、大変助かります。今、高齢者って紙のなので、すごく持ち運びも大変なので、すごくありがたいことなので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

ちょっと今の内容とは違うんですが、先ほど、今回の協議会の委員の任期が2年から3年になったということで、その件についてちょっとご質問したいんですが、2年から3年になった理由と、逗子市には国保の協議会とか委員会いろいろ市民参加のそういう会議があるかと思いますが、それらについても同様な取り扱いになっているのかどうか、その2点についてお尋ねしたいんです。

(廣末国保健康課長) 実は、この運営協議会の委員の任期につきましては、法律で、国民健康保険法の施行令で定められていますので、実は今回、国保法の改正に伴って、全国の運営協議会の委員の任期が2年から3年になったということでございます。これは、ご存じのとおり、27年にこの国民健康保険法の改正があつて、そこから財政運営が都道府県化するというに伴う任期の改正になると思っております。ですので、本市のほうの条例や規則では、実は任期をうたわなくて、法律に定めるもののほかを定めていますので、今回はこれの本市の協議会としてのということでは、本市の協議会なんですけれども、全国一律ということになっています。

したがいまして、本市のほかの附属機関の委員やそれ以外の懇話会等のメンバーの方の任期というものは、条例や要綱で定めていますので、そこをあわせてということではなくて、多くの附属機関の委員の任期は2年のままでございます。ただ、懇話会等の任意の協議会等のメンバーの方の任期は、実は今定めていないところが多いです。それは、任期を定めると自由に意見

交換をするという場の中では、なかなか縛られるような状況もあるので、委員の任期を定めていない、そういう会もかなり多くなってきていることも事実でございます。ただ、慣例として2年というものが残っているのがかなり多いです。

(松岡委員) はい、分かりました。

(佐々木会長) ほかにございませんか。

では、ご質疑なければ、以上で本日の議題は全て終了となります。

なお、次回の開催日ですが、先ほどもありましたけれども、8月上旬、7日または8日を予定しています。

では、これにて閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。